

## サンプスギ林総合対策事業補助金交付要綱

最終改正：令和6年6月3日

### (趣旨)

第1条 千葉県知事(以下「知事」という。)は、スギ非赤枯性溝腐病等による被害を受けた森林のうち、公益的機能の回復及び被害拡大の未然防止のため緊急に整備すべき森林の再生及び再生によって生産される木材の利用を推進するため、サンプスギ林総合対策事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)、林業関係事業補助金交付要綱、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (補助事業者)

第2条 補助事業者は市町村とし、市町村が行う事業及び補助事業に対し補助する。

### (事業区分)

第3条 補助事業の対象となる事業区分は、次のとおりとする。

- (1) 被害森林の再生
- (2) 被害木の運搬

### (補助率)

第4条 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率は別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者が、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、サンプスギ林総合対策事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)1部を知事に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定前に事業に着手(以下「早期着手」という。)することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
  - (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
  - (3) 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。
  - (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- 2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書(別記第2号様式)を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の協議があり、第1項のただし書きに該当し、相当と認められたときは、次の条件

を付して同意（別記第3号様式）する。

（1） 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業の実施主体（以下「事業主体」という。）が負うこと。

（2） 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

4 補助事業者は、早期着手後、知事が定める期日までに申請書1部を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

（1） 補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる軽微な変更を除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、知事の承認を受けること。

（2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。

（3） 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（市町村と森林所有者等による協定（補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する場合にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の目的に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することができる。

（4） 補助事業に係る証拠書類を、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間（市町村と森林所有者等による協定（補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する場合はおおむね10年間）保存すること。

（承認申請）

第7条 補助事業者は前条(1)の規定により承認を受けようとするときは、サンブスギ林総合対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、原則として補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に関わる年度の3月10日のいずれか早い期日までに、サンブスギ林総合対策事業補助金実績報告書（別記第5号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、サンブスギ林総合対策事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、サンプルスギ林総合対策事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)(以下、「概算払請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、概算払請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、概算払をすることができる。
- 3 概算払の額は補助金の交付決定に係る額の5割以内の額とする。

(書類の経由)

第11条 規則又はこの要綱により知事に提出する書類は、原則、所轄の林業事務所長(以下「所長」という。)を経由して提出しなければならない。ただし、交付請求書及び概算払請求書については、所長を経由せず知事に直接提出できるものとする。

(その他)

第12条 補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月13日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、サンプルスギ林再生・資源循環促進事業補助金交付要綱(平成25年7月30日)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和4年12月6日以降の令和4年度の予算に係る補助金から適用する。
- 6 この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。
- 7 この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

## 別表

補助事業者	事業区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
市町村	(1)被害森林の再生	市町村が請負に付して実行した場合の経費	補助対象経費の 4/10 以内	次に掲げる変更以外の変更。ただし、増額により総事業費が交付決定額を超える場合を除く。 1 総事業費の 30% を超える増減 2 事業計画地の変更
	スギ非赤枯性溝腐病等による病害を受けた森林における多面的機能の回復及び被害の拡大防止のために実施する事業	市町村が事業を行う者に対し、補助を行う場合の経費	補助対象経費の 4/10 以内 (ただし、県の補助率とは別に、市町村が補助対象経費の 1/10 以上を補助する場合に限る。)	
	(2)被害木の運搬  (1)の事業で発生した被害木の運搬	市町村が補助事業で発生した材の運搬を行う場合の経費又は市町村が補助事業で発生した材の運搬を行う者に対し、補助を行う場合の経費	補助対象経費の 4/10 以内 (ただし、市町村以外が事業主体の場合は、県の補助率とは別に、市町村が補助対象経費の 1/10 以上を補助する場合に限る。)	

年度サンプスギ林総合対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年度において、下記のとおりサンプスギ林総合対策事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び経費

（様式は別紙1の1のとおりとする。）

3 事業費の負担区分

（様式は別紙1の2のとおりとする。）

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

（様式は別紙1の3のとおりとする。）

6 添付書類

(1) 位置図（縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図に施行地の位置とその番号を記したもの）

(2) 年度サンプスギ林総合対策事業施行地内訳表（様式は別紙2のとおりとする。）

(3) 予算書抜粋

(4) 設計書

(5) サンプスギ林総合対策事業（被害森林の再生）調査野帳（様式は別紙3のとおりとする。）

(6) 計画等の写し（市町村と森林所有者による協定）

注1 6の(4)は市町村が請負に付して実行した場合に添付すること。

注2 6の(5)は伐倒、搬出の場合に添付すること。

年度サンプスギ林総合対策事業早期着手協議書

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年度において、下記のとおりサンプスギ林総合対策事業の早期着手を実施したので、サンプスギ林総合対策事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により下記のとおり、関係書類を添えて協議します。

記

1 早期着手の理由

2 早期着手の事業内容

事業区分	事業主体	事業内容	補助対象 経費(円)	県補助金 (円)	着工予定 年月日	備考

3 添付書類

- (1) 位置図（縮尺5万分の1、又は2万5千分の1の地形図に施行地の位置とその番号を記したもの）
- (2) サンプスギ林総合対策事業施行地内訳表（様式は別紙2のとおりとする。）
- (3) サンプスギ林総合対策事業調査野帳（様式は別紙3のとおりとする。）
- (4) 協定書の写し

番 号  
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

年度サンブスギ林総合対策事業の早期着手の同意について

年 月 日付け 第 号で協議のありました 年度サンブスギ林総合対策事業の早期着手について、下記の条件を付して同意します。

なお、早期着手後、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金交付申請書を作成し、年 月 日までに提出してください。

記

- 1 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。

年度サンブスギ林総合対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定のあったサンブスギ林総合対策事業補助金交付申請書の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 補助金額 変更前の額 円

変更後の額 円

差引（追加、減額）申請額 円

3 変更の内容 別紙1及び2のとおり

4 その他（知事が必要と認める書類）

（注）変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付申請書の様式により変更前を上段にカッコ書き、変更後を下段に裸書きの2段書きとすること。

年度サンプスギ林総合対策事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定のあったサンプスギ林総合対策事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 補助事業の内容及び経費  
(様式は別紙1の1のとおりとする。)
- 2 事業費の負担区分  
(様式は別紙1の2のとおりとする。)
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 収支精算  
(様式は別紙1の3のとおりとする。)
- 5 添付書類
  - (1) 位置図（縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図に施行地の位置とその番号を記したもの）
  - (2) 施業図（様式は別紙4のとおりとする。)
  - (3) 被害木の運搬に係る写真、検知野帳、納品書の写し等の運搬の確認ができる資料
  - (4) 年度サンプスギ林総合対策事業施行地内訳表（様式は別紙2のとおりとする。)
  - (5) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（様式は別紙5のとおりとする。)
  - (6) 現地写真（事業実施前、実施中及び完了後の状況、伐採木の搬出及びはい積状況等）
  - (7) 実行経費内訳表
  - (8) 伐採造林届出書等の写し
  - (9) 安全チェックシート（「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」）
  - (10) 環境負荷低減チェックシート（様式は別紙6のとおりとする。)

- 注1 5の(3)は被害木の運搬を実施した場合に添付すること。
- 注2 5の(5)は間接費を加算した場合に添付すること。
- 注3 5の(7)は市町村が請負に付して実行した場合に添付すること。

別記第6号様式（第9条関係）

年度サンプスギ林総合対策事業補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 達第 号 で額の確定のあった  
サンプスギ林総合対策事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により  
下記のとおり請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行	支店	1 普通 2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

別記第7号様式（第10条1項関係）

年度サンプスギ林総合対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定の あったサンプスギ林総合対策事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の 規定により下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行	支店	1 普通 2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

別紙 1

1 補助事業の内容及び経費

事業区分	事業内容	事業量	補助対象経費
被害森林の 再生	被害木の伐倒、搬出	ha	円
	跡地の植栽	ha	円
被害木の 運搬	運搬	m <sup>3</sup>	円
補助対象経費 計			円

※市町村が請負に付して実行した場合は、各事業内容の契約金額を欄外に記載する。  
例：人工造林（植栽）の契約金額；〇〇〇円

2 事業費の負担区分

補助対象経費	負担区分		
	県補助金	市町村	
円	円	円	円

※市町村が請負に付して実行した場合は、契約金額の合計を欄外に記載する。  
例：契約金額の合計額；〇〇〇円

3 収支予算（精算）

(1) 収入

区分	予算（精算）額	摘要
県補助金	円	
(市町村) 負担金	円	
計	円	

(2) 支出

区分	予算（精算）額	摘要
サンプスギ林総合対策事業	円	
計	円	

別紙 2

年度サンブスギ林総合対策事業施行地内訳表

補助事業者： 市町村

1 被害林の再生

(1) 被害木の伐倒、搬出

No	施行地所在		林班 準 林班	林 齢	事業 主体	雇 用 の 有 無	事業量		補助 対象 経費 (円)	県 補助 金 (円)	市町村 補助 金 (円)	森 柄 消 者		備 考
	大字	地番					施行地 面積 (ha)	伐採立木 材積(m <sup>3</sup> )				氏名	電話 番号	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	計													

注 1 事業量は少数第 2 位まで記入すること。端数は切捨てること。

注 2 備考欄には、根拠となる計画等を記載すること。(森林経営計画の場合はその認定番号も併せて記載すること。)

(注 3) 市町村が請負に付して実行した場合は、契約金額を備考に記載すること。

(2) 跡地の植栽

No	施行地所在		林班 準 林班	事業 主体	雇 用 の 有 無	施行地 面積 (ha)	事業 内容	補助 対象 経費 (円)	県 補助 金 (円)	市町村 補助 金 (円)	森 柄 消 者		備 考	
	大字	地番									氏名	電話 番号		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	計													

(注 1) 事業内容欄には 1h 当たりの植栽本数を記入すること。

(注 2) 備考欄には植栽する樹種を記入すること。

(注 3) 市町村が請負に付して実行した場合は、契約金額を備考に記載すること。

## 2 被害木の運搬

No	伐採箇所		事業主体	雇用の有無	運搬予定(実施)箇所名	運搬距離(km)	発生材積(m <sup>3</sup> )	補償対象経費(円)	県補助金(円)	森林所有者		備考
	大字	地番			所在地					氏名	電話番号	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
						合計						

(注 1) 運搬を予定している(実施した)運搬先を記入すること。

(注 2) 発生材積は 10 m<sup>3</sup>未満を切捨てとすること。

(注 3) 市町村が請負に付して実行した場合は、契約金額を備考に記載すること。

別紙 3

サンブスギ林総合対策事業（被害森林の再生）調査野帳

1 被害木の伐倒、搬出

○プロットNo.

標準地調査野帳

立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m <sup>3</sup> )	風倒被害有無	立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m <sup>3</sup> )	風倒被害有無
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

被害木には○を付ける。

標準地面積(ha)	全立木本数(本)	被害木本数(本)	本数被害率(%)	風倒被害率(%)
伐採前全立木材積(m <sup>3</sup> )		ha当たり伐採前全立木材積(m <sup>3</sup> )		伐採前刈払いの有無 有・無

市町村 大字 地番  
調査年月日 年 月 日

注1 材積は、原則として樹種ごとの立木幹材積表を使用して求める。

注2 標準地の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) 標準地の規模

現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

ア 1箇所当たり対象木5列×10本 計50本以上

イ 1箇所当たり100m<sup>2</sup>以上の方形又は円形プロット

(2) 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

1ヘクタール未満 :1箇所以上

1ヘクタール以上2ヘクタール未満 :2箇所以上

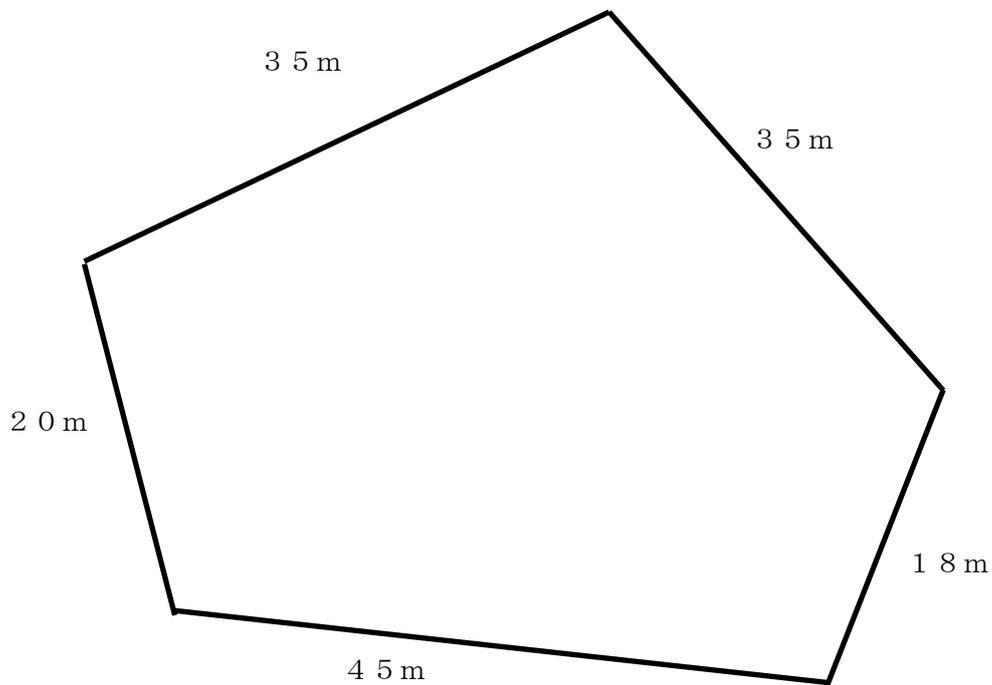
2ヘクタール以上5ヘクタール未満 :3箇所以上

5ヘクタール以上10ヘクタール未満 :5箇所以上

10ヘクタール以上 :7箇所以上

## 施 業 図 (例)

- 1 事業名 年度サンプスギ林総合対策事業
- 2 事業内容※  
(※「被害木の伐倒、搬出」又は「跡地の植栽」と記載)
- 3 事業者住所・氏名
- 4 土地所有者住所・氏名
- 5 施行地地番
- 6 面 積



縮尺 =  $\frac{1}{500}$

※施行地内に既設の森林作業道がある場合は線形及び延長を記載する。

## 別紙 5

社会保険等の加入状況調査表

番号	作業者名	加入保険						計	直営 請負	雇用 形態	備考
		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年 金保険	退職金共済制度					
						中小企業退職金 共済制度以外	中小企業退職金 共済制度				
〇点	〇点	〇点	〇点	〇点	〇点						
1											
2											
3											
4											
5											
						合計					
						平均					

社会保険料等加算率

平均点数	加算率
〇点以上〇点未満	〇%
〇点以上〇点未満	〇%
〇点以上〇点未満	〇%
〇点以上	〇%

※点数及び加算率等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」によるものとする。

## 別紙 6

## 環境負荷低減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける)	素材生産/造林・保育/その他 ( )
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出防止等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食糧システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械などの装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	